

## 『特定健康診査・特定保健指導』

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施いたします。メタボリックシンドロームは生活習慣病との関わりが深いとされており、早期発見や予防をすることが大変重要です。特定健康診査は自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見に役立つほか、毎年1回の健康チェックにもなり、ご自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。

また、特定健康診査をより多くの人に利用していただけるよう、**受診料(自己負担金)を引き下げました**。これを機に今まで受診されなかった人がぜひ受診してみてください。

### ■特定健康診査

#### ●対象となる人

40歳～74歳で町の国民健康保険に加入している人(毎年度4月1日現在で加入している人)。対象者には、5月下旬に「特定健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

※ただし、町が実施する「外来人間ドック助成事業」を利用される人は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・共済組合等)に加入している人およびその被扶養者には、加入している保険者から健診方法等について通知される予定です。

#### ●受診方法等について

原則として、平成26年6月1日から平成27年1月31日までの間に、郡内の実施医療機関で受診してください。(医療機関によっては予約が必要な場合もありますので、事前にご確認ください)

受診される際には、「特定健康診査受診券(もえぎ色)」、「質問票」、「国民健康保険被保険者証」を必ず医療機関の受付に提示して

ください。

なお、受診結果については、受診された月の約2カ月後に個別に通知します。

※生活保護を受給されている人には、「特定健康診査受診券」と「質問票」は送付していません。受診を希望される場合は、保健センター(☎52-4999)までご連絡ください。

#### ●受診料(自己負担金)

受診される際には、医療機関の窓口で受診料をお支払いいただく必要があります。(受診券に自己負担額が記載されています)

・40歳～69歳の人	1500円	↓	1000円
・70歳～74歳の人	800円	↓	500円

### ■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要とされた人を対象に、保健師、管理栄養士がアドバイスを行います。生活習慣を見直すサポートをします。対象者には通知料で行います。

## 『後期高齢者の健康診査』

後期高齢者医療に加入している人は、山口県後期高齢者医療広域連合が実施する「健康診査」を受診することになります。

#### ○対象となる人

後期高齢者医療に加入している人(75歳以上の人、65歳～74歳の人で一定の障害があり認定を受けた人)

対象者には、5月下旬に「健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

#### ○受診方法等について

原則として、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間に、実施医療機関で受診してください。(医療機関によっては予約が必要な場合がありますので、事前にご確認ください)

受診をされる際には、「健康診査受診券(黄色)」、「質問票」、「後期高齢者医療被保険者証」を必ず医療機関の受付に提示してください。

なお、受診結果については、受診された医療機関で説明を受けてください。

#### ○受診料(自己負担金)

受診される際には、医療機関の窓口で受診料500円を自己負担でお支払いいただく必要があります。